

業 務 仕 様 書

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第1条 本仕様書は、「R7企総管 マリンピア沖洲太陽光発電所他 発電設備保守業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。

なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第6条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（委託業務箇所）

第9条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市東沖洲1丁目 マリンピア沖洲太陽光発電所
- (2) 小松島市和田島町字松田新田 和田島太陽光発電所

（対象機器）

第10条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

(1) マリンピア沖洲太陽光発電所

ア	太陽電池モジュール	240W×8,	771枚	255W×9枚	270W×4枚
イ	太陽電池モジュール基礎		732基		
ウ	接続箱		40面		
エ	集合箱（5回路直流集合箱）		8面		
オ	ケーブルダクト		399m	（図面番号【1】参照）	

(2) 和田島太陽光発電所

ア	太陽電池モジュール	245W×8,	652枚
イ	太陽電池モジュール基礎		748基
ウ	接続箱		83面
エ	集電盤		4面

（業務内容）

第11条 本業務の内容は、別紙「点検項目一覧表」に掲げるとおりとする。

（緊急点検）

第12条 履行工期限内に故障が発生した場合は、監督員の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検あるいは現地での復旧・修理作業を実施すること。

なお、費用については、その都度協議するものとする。

（諸法令の遵守）

第13条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

（規格）

第14条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員

が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) 日本電機工業会規格（J E M）
- (4) その他関係規格、基準等

（提出図書）

第15条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】（以下「ガイドライン」という。）」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品（正・副各1部）のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

- | | | |
|----------------|-------------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に | 2部 |
| ア 業務概要 | | |
| イ 業務工程 | | |
| ウ 業務組織計画 | | |
| エ 連絡体制（緊急時含む） | | |
| オ 使用する主な機器 | | |
| カ 作業方法 | | |
| キ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 3部 |
| (3) 業務写真 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (4) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

（管理技術者）

第16条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの（業務経歴書等）を提出しなければならない。
- 3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
- 4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

（その他）

第17条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。

9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

（業務の完了）

第18条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

点 検 項 目 一 覧 表 (1 / 2)

1 マリンピア沖洲太陽光発電所

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
ア 太陽電池アレイ	a モジュールの汚れ、損傷及び変色の有無を点検する。	緩みがある場合 増し締めすること
	b アレイの枠及び架台の変形、さび、損傷等の有無を点検する。	
	c 外部配線の損傷、接続端子の緩みの有無を点検する。	
	d 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	
イ 基 礎	沈下、傾斜の有無、著しい基礎のひずみ、損傷、ひびなどの有無を点検する。	
ウ 接続箱、集合箱	a 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	緩みがある場合 増し締めすること
	b 外部配線の損傷及び接続端子の緩みの有無を点検する。	
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	
	d 接続箱から各ストリング、接続箱から集合箱までの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	良否判定基準は 契約後、協議する ものとする
	e アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧を測定・比較し、ストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認する。	
	f 各ストリングの I-V 特性をカーブトレーサで測定する。	
エ 低圧開閉器類 【配線用遮断器】	a 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	
	b 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	緩みがある場合
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	d 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。	
オ 導電部	a 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	緩みがある場合
	b 異常音、異臭及び変色の有無を点検する。	増し締めすること
	c 導電接続部の緩みの有無を点検する。	
カ ケーブルダクト	ケーブルダクトの変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	ケーブルダクト内部は点検対象外

点 検 項 目 一 覧 表 (2 / 2)

2 和田島太陽光発電所

点 検 項 目	点 検 内 容	備 考
ア 太陽電池アレイ	a モジュールの汚れ、損傷及び変色の有無を点検する。	緩みがある場合 増し締めすること
	b アレイの枠及び架台の変形、さび、損傷等の有無を点検する。	
	c 外部配線の損傷、接続端子の緩みの有無を点検する。	
	d 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	
イ 基 礎	沈下、傾斜の有無、著しい基礎のひずみ、損傷、ひびなどの有無を点検する。	
ウ 接続箱、集電盤	a 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	緩みがある場合 増し締めすること
	b 外部配線の損傷及び接続端子の緩みの有無を点検する。	
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	
	d 接続箱から各ストリング、接続箱から集電盤までの絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	良否判定基準は 契約後、協議する ものとする
	e アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧を測定・比較し、ストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認する。	
	f 各ストリングの I-V 特性をカーブトレーサで測定する。	
エ 低圧開閉器類 【配線用遮断器】	a 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	
	b 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	緩みがある場合
	c 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	増し締めすること
	d 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。	
オ 導電部	a 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	緩みがある場合 増し締めすること
	b 異常音、異臭及び変色の有無を点検する。	
	c 導電接続部の緩みの有無を点検する。	